

東部海浜開発地区企業誘致基本方針策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

平成25年5月7日

沖縄県沖縄市
経済文化部雇用対策課

目 次

1	業務の概要	P. 1
2	スケジュール	P. 1
3	担当課	P. 1
4	応募資格要件	P. 1
5	提出書類等	P. 2
6	説明書に関する質問の受付及び回答	P. 4
7	選定方法等	P. 4
8	請負契約に関する事項	P. 6
9	既存資料の閲覧	P. 6
10	留意事項	P. 6

「東部海浜開発地区企業誘致基本方針策定業務委託」
公募型プロポーザル実施要領

平成25年度「東部海浜開発地区企業誘致基本方針策定業務委託」に係る手続等については、この説明書によるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

東部海浜開発地区企業誘致基本方針策定業務委託

(2) 業務内容

「東部海浜開発地区企業誘致基本方針策定業務委託」概要仕様書を参考

(3) 履行期間

契約締結の日から平成26年1月31日まで

(4) 委託契約上限金額

10,287,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

(5) 業務実施上の条件

①担当間の連絡調整を密に行うこと。

②当該委託業務で、調査や検討に必要な資料等で、市が所有するものは貸与する。

(6) その他

①本業務の契約は、地方自治法等関係法令及び沖縄市契約規則等に準ずる。

②本業務の支払条件については、業務終了後、市の検査に合格した後に支払うものとする。

2 スケジュール

- | | |
|--|---|
| ①応募期間 | 平成25年5月7日（火）～平成25年5月28日（火）
※土日を除く午前8時30分～午後5時15分 |
| ②質問受付期間 | 平成25年5月7日（火）～平成25年5月13日（月） |
| ③第一次審査（提出書類審査） | 平成25年5月29日（水）～平成25年5月31日（金） |
| ④第一次審査結果通知 | 平成25年5月31日（金）～平成25年6月6日（木）
電話又はFAX及び文書にて通知 |
| ⑤第二次審査資料 不 切
（プレゼン資料 不 切） | 平成25年6月12日（水）※午後5時必着 |
| ⑥第二次審査（プレゼンテーション） | 平成25年6月14日（金）※第一次審査通過者のみ |
| ⑦第二次審査決定通知 | 平成25年6月21日（金）までの間に通知 |

3 担当課

〒904-8501

沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号 地下2階

沖縄市経済文化部 雇用対策課

TEL：098-929-3308（直通）

FAX：098-929-0260

4 応募資格要件

以下に掲げる事項をすべて満たすこと。宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の統制下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び第2項の規定に基づく入札参加資格の制限を受けていない者であること。

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- ②会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ③沖縄市建設工事等競争入札参加者資格者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない事業所については下記を参照のこと。

◇登録されている事業所・・・登録時に提出した書類のコピーを提出。

◇登録されていない事業所・・・下記の要領で同様の資料を原本提出。

<http://www.city.okinawa.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=148&id=9847&page=1>

- ④本業務について確実に実施するための豊富な知識と技術を有すること。

- ⑤国税、県税及び市税について未納のないこと。

- ⑥参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。

※共同企業体として参加する場合

共同企業体として参加する場合は、共同企業体の設置に関する協定書（様式は国土交通省のHP共同企業体標準協定書に準じて任意に作成するものとする。）を提出書類等に添付するものとする。

5 提出書類等

- (1) すべてA4判を基本とし、各3部提出のこと。

〈Ⅰ〉プロポーザル提出書（別添1）

〈Ⅱ〉会社概要等（別添2）

〈Ⅲ〉プロポーザル（企画提案書）（別添3）

〈Ⅳ〉事業費積算見積書

（様式自由。ただし規格はA4判とし、経費の内訳を記載すること。）

見積金額は消費税及び地方消費税を含む総額を記載すること。

- (2) 記載上の留意事項

〈Ⅱ〉会社概要等（別添2）

- ①会社概要

・会社概要が分かる資料等を添付するものとする。

②同種業務の実績

- ・実績を求める同種業務とは、基本方針等（計画含む）策定業務とする。

特に、同種の開発等の計画策定やホテル等宿泊施設、商業施設及び医療施設等の企業誘致に関する業務等の実績があれば記載する（国内外）。

- ・記載の対象は過去5年間に完了した業務とし、記載件数の上限は10件とする。

③専門分野別技術職員の状況

- ・1人の職員が2つ以上の業種に従事する場合は、主たる業務のみに記載し、重複記載はしないものとする。

- ・有資格技術者数の前に資格名称を記載するものとする。

④業務実施体制（予定管理技術者の経歴等）

- ・管理技術者の現在の手持ち業務の状況については、履行中の全業務を記載するものとする。

・プロポーザル方式による本業務以外の業務で予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。

・プロポーザル方式による本業務以外の業務の予定技術者としてプロポーザルを提出中の業務がある場合は記載対象とし、業務名の後に「提出中」と明記するものとする。

⑤ 専門家等の活用

・助言・指導を得るために活用を予定する外部又は社内の専門家等について記載するものとし、企画提案書等の提出時点で活用予定者が未定の場合には、想定する資格や専門分野等の条件を記載するものとする。

⑥ 再委託する業務の予定

- ・再委託する予定の業務内容及び範囲について記載するものとする。

〈Ⅲ〉 プロポーザル（企画提案書）（別添3）

(1) 業務実施方針及び手法等の作成及び記載上の留意事項

① 業務実施方針及び業務手法

東部海浜開発事業の企業誘致方針について概要仕様書を参照の上、A4判で3枚以内を目安に作成し提出する。

業務実施方針欄には、当該業務を実施するに当たっての基本的なコンセプトを記載するほか、業務手法欄には、具体的な業務実施の方法、検討委員会、有識者等会議の運営、外部又は社内の専門家等の活用予定等について記載すること。

このほか、業務の一部を他のコンサルタント等への再委託により実施する場合（上記外部専門家の活用は除く）には、その旨と業務の範囲を業務手法欄に記載するものとする。

② 工程計画

業務区分ごとに設定するものとする。

(2) 添付書類の作成及び記載上の留意事項

様式の行間などは、必要に応じて変更して使用してください。各項目すべて記入すること。

① 業務実施体制

担当技術者は、想定される分野ごとに管理技術者を記載する。

② 予定技術者の経歴等

・業務経歴は、過去5年間に完了した業務を対象とし、同種業務を優先して記載するものとする。又、「担当」としては、管理技術者、担当技術者等の名称を記載する。

・公共事業の実績に加え、民間のホテル等に関連する開発計画等の経験も記載し、かつその技術者が係る経験を記載するものとする。

・手持ち業務の状況には、管理技術者又は担当技術者として現在履行中の全業務を記載するものとする。

(以下、5の④に同じ)

・プロポーザル方式による本業務以外の業務で予定担当技術者として特定された未契約の業務がある場合は手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。

・プロポーザル方式による本業務以外の業務で予定担当技術者としてプロポーザルを提出中の業務がある場合は手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「提出中」と明記するものとする。

6 説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（様式自由。ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送又はFAXで受け付ける。FAXの場合は送信後に3の担当課に着信を確認すること。なお、質問内容の確認を行うことがあるので、質問書には担当者名、連絡の取れる連絡先電話番号、FAX番号及びメールアドレス等を記載すること。

① 受付先 … 3の担当部局に同じ。

② 受付期間 … 2の②のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に回答を送信するほか、下記（沖縄市公式サイト）で閲覧することができる。

① 閲覧場所 … 沖縄市ホームページ

(<http://www.city.okinawa.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=70>)

② 閲覧期間 … 回答の翌日からプロポーザル提出期限の前日の午後4時まで

7 選定方法等

(1) 選定委員会

第一次審査通過者に対し、書類審査及びプレゼンテーション（第二次審査）を沖縄市職員で構成する「東部海浜開発地区企業誘致基本方針策定業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で行います（審査は非公開）。

(2) 審査の流れ

- ①第一次審査 平成 25 年 5 月 29 日（水）～ 5 月 31 日（金）
- ②第一次審査結果通知 平成 25 年 5 月 31 日（金）～ 6 月 6 日（木）電話及び文書にて通知
- ③第二次審査（プレゼンテーション） 平成 25 年 6 月 14 日（金）

第一次審査通過者には選定委員会において、提案内容についてのヒヤリング及びプレゼンテーションを実施します。※プレゼンテーション用資料要提出（詳細④）

各委員が提出書類及びプレゼンテーションの内容等を評価項目に沿って評価し、その評価した点数に基づいて原則第 1 位の特定者と委託契約について協議します。

- ④第二次審査用提出書類受付 平成25年 5 月 31 日（金）～平成25年 6 月 12 日（水）午後 5 時必着
※プレゼンテーション時間（20分）内で説明可能な資料を10部提出。

(3) 審査及び評価の項目等 審査及び評価の項目等については、次の表のとおりとします。

【評価基準】

一次審査

評価対象	評価項目	配点
会社の実績	●同種業務や類似業務の受託実績がどの程度あるか。その他評価すべき事項等。	10
業務の実施体制	●業務履行に十分な人員体制がとられているか。	5
	●業務担当者の資格・経歴は充実しているか。また、現在の手持ち業務量は適度か。	5
価格	$5 \times (1.0 - \text{見積額} / \text{上限額})$ 〈小数点第二位以下四捨五入〉	5

二次審査〈上位 5 社程度〉

企画提案書に対する評価	●業務全体の手順・工程 策定プロセスの手順や作業スケジュールの工程計画が妥当か。	10
	●東部海浜開発事業に関する理解度 提案に際し、事業に関する現状・課題についての把握に努め、高い理解を有しているか。	15
	●先進地事例や調査についての考え方 先進地の事例における事業手法や調査先についての考え方。	15
	●東部海浜開発事業の企業誘致についての考え方 東部海浜開発事業のコンセプトにおける企業誘致等に対する考え方	25
	●コミュニケーション力 プレゼンテーションがわかりやすく、説得力がある内容となっているか。また、質疑への応答は適切であるか。	10
合計	(一次審査及び二次審査の合計)	100

※委員合計点数 60%以上で、かつ、原則第一位者を見積書徴取の相手先として特定。

8 既存資料の閲覧

提出書類等の作成にあたり、以下の資料を閲覧できます。

閲覧を希望する者は、事前に社名及び担当者名にて閲覧の申し込みを行うこと。なお、申し込みをおこなわない場合は、閲覧できない場合があります。

- ①資料名： 東部海浜開発土地利用計画検討調査業務報告書
中城湾港（泡瀬地区）埋立変更に関する基礎調査報告書
中城湾港新港地区・泡瀬地区（パンフレット）
東部海浜開発計画の概要（パンフレット）

②閲覧場所： 「3 担当課」と同じ。

③閲覧期間： 「2 スケジュール」の「①応募期間」と同じ。

なお、沖縄市東部海浜開発局ホームページは随時閲覧可能

<http://www.city.okinawa.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=91&id=4612&page=1>

9 請負契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

沖縄市は、選定委員会が選定した受託候補者を、本契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、詳細内容の協議を実施するものとします。ただし、下記のいずれかに該当し、受託候補者から見積徴取及び請負契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとします。

- ① 受託候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 受託候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 受託候補者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 受託候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により受託候補者と請負契約の締結が不可能となったとき

(2) 請負契約金額

請負契約金額は、沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とします。

(3) 契約内容等

本契約は、沖縄市契約規則等によるものとします。

10 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成に要する経費は各社負担とし、提出書類は返却しない。
- (3) 効果的に事業を実施するため、事業内容（実施体制・金額等）について、本市と業務委託請負者において協議し、修正する場合がある。
- (4) 業務委託請負者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 業務委託請負者の選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定する。このため、事業を実施するにあたっては、沖縄市と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄市雇用対策課と業務委託請負者とで別途協議する。